

国、関係機関による安定ヨウ素剤の確保体制

- PAZ及びUPZ府県市町における安定ヨウ素剤の備蓄場所が被災し使用不能となるなど、必要数の確保が困難であるような場合には、関係府県は、国に対し安定ヨウ素剤確保を要請。(確保に時間を要する場合は、関西広域連合にも要請。)
- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、今後、平成30年度までに全国に合計200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施予定。
- また、関西広域連合においても、「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を実施。
- 関西電力は、必要に応じて、電気事業連合会と貸与可能な安定ヨウ素剤数量を調整。

